

## 平成30年度「地域中核企業創出・支援事業」企画競争募集要領

平成30年3月1日  
経済産業省  
関東経済産業局

経済産業省では、平成30年度「地域中核企業創出・支援事業」（以下、「本事業」という。）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この募集要領に記載されておりですので、応募される方は熟読いただくようお願いいたします。

本公募は、平成30年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。委託先の決定や予算の執行は、平成30年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめ御了承ください。

### 1. 事業の目的

本事業は地域経済を活性化するため地域を牽引している／できる「地域中核企業(※)」を創出し、その成長を支援するものです。

具体的には、①地域中核企業の事業実施体制の整備、②新技術・サービスの開発や活用、③事業化戦略の策定や販路開拓の各段階において、支援人材（プロジェクトマネージャー、コーディネーター）の人脈や知見、各種支援施策・支援機関等の全国のリソースを活用しつつ、新たな地域中核企業を創出・支援し、地域経済の活性化を目指していきます。

※地域中核企業とは、以下のような機能を有し、地域を牽引する企業を想定しています。

- ・ 地域の雇用の創出など地域経済に大きく貢献している。
- ・ 所在する地域又は近隣地域からの仕入（域内仕入）が多い。
- ・ 地域の強み（技術、特産品、観光、スポーツ等）の活用に取り組んでいる。
- ・ 所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上（域外販売）が多い（インバウンド等による域内需要の増加に伴う売上も含む）。
- ・ 今後大きな成長を遂げられる高い技術(サービス)力等の潜在力を有している。
- ・ 独自のビジネスモデルや販路を有している。
- ・ 新分野・新事業等に挑戦し、地域経済を牽引するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っている。
- ・ その他、当該企業の成長が地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域経済の活性化につながる。

※これらの地域中核企業の機能は一例であり、全てに該当する必要はありません。

## 2. 事業内容

対象となる事業は、【ネットワーク型】と【ハンズオン型】の以下の事業とします。

### 【ネットワーク型】（地域の有望企業群を支援）

地域中核企業の創出・成長支援に取り組む事業管理機関を委託先とする。

当該事業管理機関が、支援人材のノウハウ等を活用して、地域の有望企業群を支援することにより、地域の有望企業が地域中核企業となって地域経済を牽引する新たなプロジェクトの創出や、地域中核企業の更なる成長、共通課題の解決等を目指す事業。

なお、事業管理機関が他の支援機関（産業支援機関、大学、研究機関、民間企業等）と連携することを必須とする。

また、事業の採択後に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）における承認済み又は今後承認される地域経済牽引事業計画において、申請者又は共同実施者に位置づけられている企業もしくは地域未来牽引企業を支援していただきます。なお、上記以外の企業を支援することも可能です。

（主な対象経費：支援人材の活動費、専門家への謝金、マッチングに係る会議等の経費、展示会出展費、市場調査費 等）

（事業例）

- セミナー等を開催することにより、地域の有望企業群の動向を把握し、企業間連携について検討する。
- ニーズ・シーズ発信会等を実施することにより、地域の有望企業群の技術力をユーザーに認知してもらい、具体的な事業化・製品化に向けた商談に結び付ける。
- 新分野・新事業への進出を目指す地域の有望企業群に対してアドバイスを行うことにより、経営課題を解決する。
- 専門家等を招集し、研究会を実施することにより、特定の事業分野に共通する課題とその解決策を検討する。

（参考：地域未来投資促進法ホームページ）

[http://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

（参考：地域未来牽引企業ホームページ）

[http://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyou/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)

### 【ハンズオン型】（特定（複数も可）の地域中核企業（及び特定の参画企業）による特定のプロジェクトを支援）

地域中核企業の成長支援に取り組む事業管理機関を委託先とする。

当該事業管理機関が、支援人材のノウハウ等を活用して、特定（複数も可）の地域中核企業（及び特定の参画企業）による特定のプロジェクトに対して、新事業展開に向けた事業化戦略の立案や顧客獲得のための販路開拓等を支援するなど、地域中核企業の更なる成長を支援する事業。

なお、地域中核企業1社のみでその他に参画企業がない形での応募は不可とし、その他の企業（参画企業）の参加を必須とする。

（主な対象経費：支援人材の活動費、専門家への謝金、マッチングに係る会議等の経費、展示会出展費、市場調査費 等）

（事業例）

- 国内外の市場分析・調査、海外企業の動向分析等をふまえて、地域中核企業の製品の早期市場投入に向けた事業化戦略を策定する。
- 地域中核企業の生産のための設備導入計画の立案や、生産管理、品質保証体制の構築に取り組む。
- ターゲティングされた国内外のユーザー企業に対し、個別商談会によるアプローチを行う等、地域中核企業の顧客獲得・売上拡大のための取り組みを実施する。
- 独立行政法人日本貿易振興機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構等の施策の活用等により、地域中核企業の販路開拓・海外展開を支援する。
- 地域中核企業の認証取得、知財・特許に関する支援、新規顧客獲得のためのプロモーション、ブランディング等に係る支援を実施する。

### 3. 委託事業の実施地域

本事業においては、全国の最適なりソースを活用するなど、各都道府県や各経済産業局等の管轄する地域ブロックを越えて広域的に事業を展開すること（海外も含む）を推奨します。

### 4. 事業実施期間

委託契約締結日～平成31年3月29日まで

### 5. 応募資格

(1) 申請要件

本事業の対象となる申請者は、次の要件を満たす法人（企業・団体等）とします。なお、複数の法人による共同申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に関する委託契約を経済産業局と直接締結できる法人であること。
- ③本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## （2）申請上限額

ネットワーク型・ハンズオン型ともに、1事業あたりの上限額は1,500万円とします。ただし、ネットワーク事業のうち、下記の要件をいずれも満たす広域性の高い事業に限り、1事業あたりの上限額を2,500万円とします。

- ・支援対象企業が3つ以上のブロック（経済産業局の所管地域※）に所在すること。
  - ・実施体制に含まれる大学、研究機関、産業支援機関、公設試、金融機関、その他法人等の産業支援機関等（以下、「産業支援機関等」という）が、3つ以上のブロック（経済産業局の所管地域※）に所在すること。
  - ・一部の地域の企業だけでなく、全国の企業を支援できる体制が整っていること。
- ※各経済産業局の所管都道府県については、P. 17の13. 問い合わせ先をご参照ください。

## 6. 事業実施体制

### ①事業管理機関（委託事業者）：必須

- ・事業管理機関は、本事業の申請者となり、事業計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、事業成果の普及等を主体的に行うものとする。
- ・経済産業局との総合的な連絡窓口を担い、委託事業の遂行における責任を有する。
- ・支援対象となる地域の有望企業群、地域中核企業及び参画企業等が事業管理機関となることは不可とする（なお、本項目は、支援対象となる地域の有望企業群、地域中核企業及び参画企業等が、地域未来投資促進法における承認済みの地域経済牽引事業計画において、申請者又は共同実施者に位置づけられている場合、もしくは、地域未来牽引企業に選定されている場合も同様の取り扱いとする）。

## ②プロジェクトマネージャー（PM）：必須

- ・PMは、技術面、経営面、資金面等で事業実施上の高い見識と管理能力を有し、明確なマーケットを見据えた事業計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてにおいて総括を行うことが出来る能力を有していること。
- ・地域の実情、グローバルマーケットの動向、実施する事業分野における事業化・販路開拓等に関する高い知見及び経験を有すること。
- ・事業管理機関に所属する者又は事業管理機関と契約関係を有する者を原則とし、支援対象となる地域の有望企業群、地域中核企業及び参画企業等の代表者・従業者等は不可とする。

## ③-1 地域中核企業（ハンズオン型）：必須

想定される地域中核企業については、1. 事業の目的の項目を参照ください。

※なお、1. 事業の目的の項目における地域中核企業の機能は一例であり、全てに該当する必要はありません。

## ③-2 支援対象のうち代表的な企業（ネットワーク型）：必須

- ・新分野・新事業等に挑戦するためのコアとなる技術、サービス等を有するなど、支援対象となる地域の有望企業群のうち、代表的な企業（複数社）とする。

## ④コーディネーター（CD）：推奨

- ・PMに準じた能力を有し、専門性が必要とされる分野等でPMの補助的な役割を担うものとする。
- ・支援対象となる地域の有望企業群、地域中核企業及び参画企業等の代表者・従業者等は不可とする。

## ⑤参画企業：ハンズオン型のみ必須

- ・支援対象となる地域の有望企業・地域中核企業以外で本事業に参加する企業（中核企業の販売先、仕入先、共同研究を行う企業、共同受注体の企業の一つなど）であり、支援対象となる地域の有望企業・地域中核企業に対して協力関係にある企業。
- ・参画企業へ直接支援することも妨げないが、中核企業への支援と関係なく、参画企業のみ支援を行うことは不可とする。

※支援人材（プロジェクトマネージャー、コーディネーター）については、技術面、経営面、資金面等で十分な見識を有する者を選定することとし、必ずしも1名に限るものではなく、複数名でチームを組成することを推奨する。

## 7. グローバル・ネットワーク協議会との連携

本事業のプロジェクトにおいて、プロジェクトの関係者のみでは解決できない悩みや課題に対する支援を目的として、平成28年6月にグローバル・ネットワーク協議会を設立いたしました。

(参考：グローバル・ネットワーク協議会HP)

<http://www.gncj.go.jp/>

同協議会には、常設の相談窓口を設置し、ワンストップで各種相談に対応しています。また、世界レベルで活躍する日本のトップランナーであるグローバル・コーディネーター（※）を結集するなど、ネットワークの構築による事業遂行の体制整備の段階から、事業化戦略の立案・海外を含む販路拡大の段階に至るまで、事業の成長段階に応じた支援を行っています。

(※アメリカ・シリコンバレーで活躍する起業家、我が国トップクラスの経営コンサルタント著名なベンチャーキャピタリスト等、さまざまなジャンルの専門家が在籍)

プロジェクトの実施にあたっては、同協議会が開催する、PM(CD)及び企業間での情報交換や連携促進のための全国会議、地方会議等への参加等に加え、プロジェクトの成果創出に向けた同協議会の支援を活用（※）いただくことを予定しています。

### (※) グローバル・ネットワーク協議会の活用例

#### 【ネットワーク型の活用例】

- ・現在、新たなプロジェクトの創出のため、体制構築を進めているが、当分野のスキルを持った専門人材や技術を有する企業が見つからないので、紹介して欲しい。
- ・現在、地域ブロックベースでの連携による体制構築を進めているが、より広域的な全国大での体制構築を進めたいので、同分野の他のプロジェクトと連携したい。

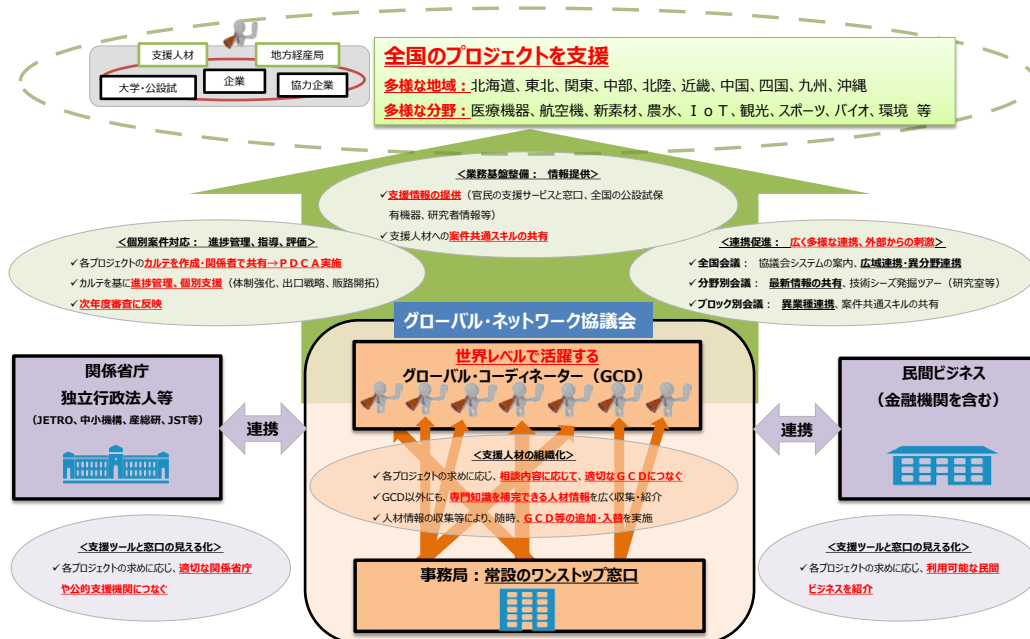
#### 【ハンズオン型の活用例】

- ・技術開発を行いたいので、関係する支援策や支援機関を紹介してほしい。
- ・地域中核企業の経営・資金面に大きな課題があり、ベンチャーキャピタリスト等から適切な助言・サポートを受けたい。
- ・事業化戦略やビジネスモデル構築等の検討を行っているが、客観的な立場で経営コンサルのプロに評価して欲しい。
- ・製品のIoT化を目指しているが、技術面に課題があり、IT関連の専門家から技術指導等を受けたい。
- ・マッチングイベント等に参加し、国内外の販路開拓に取り組んでいるが、なかなかユーザーが見つからない。海外も含め、興味を持ってくれそうな企業を紹介または情報提供して欲しい。

様式2企画提案書4.(2)及び5. にグローバル・コーディネーター及びグローバル・ネットワーク協議会の活用について、記載欄を設けていますので、現在の課題や希望する支援等について、記載をお願いします。

- ・PM又はCDが会議（全国会議、地方会議等【年間2回×1名 東京行で計上】）に参加するための旅費・謝金等については、本事業の委託費から支出していただくことを想定しているため、必ず経費に計上するようお願いします。
- ・同協議会が本事業のプロジェクトの支援やフォローアップ等を行うため、事業管理機関等と情報共有しつつ、地域中核企業等に対して直接アポイントや訪問することも想定しています。

## グローバル・ネットワーク協議会イメージ



## 8. 契約の要件

### (1) 契約形態

#### 委託契約

### (2) 申請及び契約

- ・1事業管理機関が複数の事業を申請することも可とし、複数事業が採択された場合には、複数事業をまとめて契約締結することができることとします（事業間の予算流用は出来ません）。また、1事業管理機関がネットワーク型とハンズ

オン型の両方を申請する場合や、異なる分野の複数事業を申請する場合等、事業内容が異なる複数の事業を申請する場合には、申請書をそれぞれ作成ください。

- ・ネットワーク型については、事業管理機関が他の支援機関(産業支援機関、大学、研究機関、民間企業等)と連携することを必須とします。申請書において、各支援機関の役割を明確に示してください。なお、複数の法人による共同申請であることは必須ではなく、単独の申請でもかまいません。
- ・ハンズオン型については、地域中核企業1社のみでその他に参画企業がない形での応募は不可とし、その他の企業(参画企業)の参加を必須とします。
- ・ネットワーク型、ハンズオン型いずれも地域中核企業等に直接委託するものではありません。最終的な実施内容、契約金額については、採択決定後から委託契約締結までの間に各経済産業局担当課と調整した上で決定することとします。

### (3) 成果物の納入

事業報告書の電子媒体(CD-ROM等)2部を各経済産業局担当課に納入。  
※電子媒体を納入する際、各経済産業局が指定するファイル形式に加え、PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

### (4) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、本事業終了後の精算払となります。  
※事業終了前の支払い(概算払)が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

### (5) 支払額の確定方法

本事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合があります。

### (6) 事業期間中の現地調査

本事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗・経理状況の確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。この際、本事業に関係する企業、団体等に対しても、確認を行うことがあることから、関係する企業、団体等にはその旨の事前了解を得てください。

### (7) 契約手続きの相手方

契約手続きの担当部局については、採択された事業者の所在地や提案内容の地域性等を踏まえ、当該地域を管轄する各経済産業局の関係課になります。



(8) 成果把握調査等への協力

事業成果をフォローアップする観点から、事業終了の翌年度以降5年間、委託事業に係る調査に協力いただく場合があります。

9. 応募手続き

(1) 募集期間

平成30年3月1日(木)～平成30年3月26日(月) 17時必着

(2) 説明会の開催

開催日時と開催場所は、以下の表のとおりです。

(表)

局名・担当課	開催日時	開催場所	電話番号 E-mail アドレス
関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	平成30年 3月6日(火) 15:00～ 16:00	埼玉さいたま市中央区新都心1 番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 8階8-2会議室	電話： 048-600-0253 E-mail： chukaku-kanto @meti.go.jp

説明会への参加をご希望される方は、上記表の担当課へ3月5日(月)12時まで  
にメールにてご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「平成30年度 地域中核企業創出・  
支援事業 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりが  
な)」「所属(部署名)」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名ま  
でお願い致します。

なお、本募集要領等は各自印刷の上、ご持参ください。

(3) 応募書類

①応募書類は、以下【1】、【2】のとおり分類し、それぞれ封筒等に入れて提出  
してください。

その際、封筒の宛名面には『平成30年度「地域中核企業創出・支援事業」申  
請書【1】もしくは【2】』とわかるように記載してください。また、各様式は  
A4判にて日本語で作成の上、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッ  
チキス等で1箇所止めてください。

### 【1】応募関連書類

○申請書（様式1）＜1部＞

○申請受理票（様式3）＜1部＞

※申請書・提案書を受理したことを証明する書類。

○返信用封筒＜1枚＞

※申請受理票を送付するためのもの。返信用切手（82円）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載。

○電子媒体（CD-ROM等）1部（「企画提案書（様式2）」と「企画提案の概要（様式4）」を格納すること）

### 【2】審査関係書類

※1～8の順番で10セット組み、左上をクリップ止めしてください。

1. 企画提案書（様式2）＜10部＞（電子媒体（CD-ROM等）でも1部提出する。その際のファイル形式は、原則としてMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint又はPDF形式とします）

※外部の有識者が審査しますので、企画提案書は簡潔でわかりやすい記載ぶりを心がけてください。詳細については、別途説明資料を添付することも可能です。

2. 企画提案の概要（様式4）＜10部＞（電子媒体（CD-ROM等）でも1部提出する。その際のファイル形式は、原則としてMS-PowerPointとします）

3. 地域未来投資促進法との関連を証明する以下の書類の写し＜各10部＞※地域未来投資促進法に関連する事業のみ

・地域経済牽引事業計画との関連を証明する資料：

申請者の押印のある地域経済牽引事業計画の承認申請書及び都道府県等からの承認に係る通知書の写し

・連携支援計画との関連を証明する資料：

連携支援計画の承認申請書案

4. 「戦略的基盤技術高度化支援事業」との関連を証明する以下の事項を記載した書面＜各10部＞※ハンズオン型において、支援対象の地域中核企業が平成24年度から平成29年度の間、「戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択された事業に参画し、かつ、同事業に関して、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律33号）第4条第1項の認定を受けている事業のみ

・「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択年度、研究開発計画名、中小企

業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けた中小企業者名

5. 「商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」との関連を証明する以下の事項を記載した書面〈各10部〉※ハンズオン型において、支援対象の地域中核企業が平成27年度から平成29年度の間「商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択された事業において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第10条第1項の認定を受けた企業または参画企業となっている事業のみ  
・「商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」の採択年度、採択事業名、（参画企業の場合は）採択事業者名
6. プロジェクトマネージャー・コーディネーターの略歴書〈10部〉
7. 法人（企業）概要（事業管理機関、地域中核企業等の支援対象企業分）及び直近の過去3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書・販管費内訳書・製造原価報告書、個別注記表）（事業管理機関分、地域中核企業分）〈10部〉  
※複数者による申請の場合は、幹事法人のもの。  
※ネットワーク型については事業管理機関分のみ提出。（地域の有望企業群分については不要。）
8. 事業管理機関のワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の根拠となる資料の写し〈10部〉

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

③応募書類等の作成費用は本事業の経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵便・宅配便での送付により、下記宛てに提出してください。

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1  
さいたま新都心合同庁舎1号館10階  
経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 地域経済課  
「平成30年度「地域中核企業創出・支援事業」担当宛て」

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。

※持参の場合、受付時間は10:00~12:00、13:30~17:00となります。特に最終受付日は混雑が予想されますので、締切時刻（平成30年3月26日（月）17時）に余裕をもってお越しく下さい。

また、締切日のみ「さいたま新都心合同庁舎1号館10階立地情報室」にて申請書等の受付を行います（10:00~12:00、13:30~17:00）ので、何卒ご注意ください。

※郵送等の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

（事業実施の主たる地域を管轄する経済産業局に提出してください。なお、提出先に疑義がある場合は、経済産業局に相談してください。）

## 10. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される審査委員会で提案毎に審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施する場合があります。

### (2) 審査基準

・別紙「平成30年度 地域中核企業創出・支援事業 審査基準」に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準1.の全てを満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

・ネットワーク型・ハンズオン型それぞれの審査基準に基づき審査いたします。

・なお、下記に該当する事業については、審査時に加点します。

ーネットワーク型及びハンズオン型において、本事業の申請時点で、事業管理機関及び実施体制に含まれる産業支援機関等が連携して、地域未来投資促進法における連携支援計画の申請書案※を作成しており、今後国へ申請を予定してい

る事業等。

- ーネットワーク型及びハンズオン型において、本事業の申請時点で、事業管理機関が地域未来投資促進法における承認済みの地域経済牽引事業計画において、申請者又は共同実施者に位置づけられている事業。
  - ーネットワーク型及びハンズオン型において、本事業の申請時点で、事業管理機関が地域未来牽引企業に選定されている事業。
  - ーハンズオン型において、本事業の申請時点で、支援対象の地域中核企業が地域未来投資促進法における承認済みの地域経済牽引事業計画において、申請者又は共同実施者に位置づけられている事業。
  - ーハンズオン型において、本事業の申請時点で、支援対象の地域中核企業が地域未来牽引企業に選定されている事業。
  - ーハンズオン型において、支援対象の地域中核企業が平成 24 年度から平成 29 年度の間「戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択された事業に参画し、かつ、同事業に関して、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第 4 条第 1 項の認定を受けている事業。
  - ーハンズオン型において、支援対象の地域中核企業が平成 27 年度から平成 29 年度の間「商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択された事業において「中小企業等経営強化法」の認定を受けた企業または参画企業となっている事業。
- ※審査委員会において、連携支援計画の申請書案又は承認済みの連携支援計画に記載されている支援内容が、本事業において支援対象となっている有望企業群や地域中核企業に対する支援として、具体的かつ有効なものと認められない場合には加点しない可能性がございます。

### (3) 採択結果の決定及び通知

採否結果は、各申請者に文書にて通知するとともに、採択された申請者については、各経済産業局のホームページ（※）で公表します。

※公表内容

- ①申請者名②申請事業名③申請者の応募類型（ネットワーク型かハンズオン型か）
- ④申請者の法人番号

なお、以上に加えて、地域未来投資促進法関係の事業についてとりまとめて、事業名と支援機関（申請者）名を公表する予定です。

## 1.1. 契約について

採択後、経済産業局と申請者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後、委託契約締結に向けて、経済産業局と協議を行います。その際、事業の

内容、構成、規模、金額などに提案内容から変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い、委託契約を締結した後に、事業開始となります。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

委託先と再委託先が締結する契約においても、経済産業局との委託契約に準拠して契約を行っていただくこととなります。

事業期間中は、継続的に、経済産業局等に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めてください。

委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。

委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

## 1.2. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて、下記から適宜選択すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (※地域中核企業や参画企業の従業者の人件費は対象になりません)
II. 事業費	
旅費	プロジェクトマネージャー、コーディネーター、事業管理機関の職員で本事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費 (※地域中核企業や参画企業の従業者の旅費は対象になりません)
会場費	事業（会議、セミナー、講演会、シンポジウム、研究会、展示会等）を行うために必要な会場費・出展費（装飾設営費、保険料を含む）、機器等借料、運搬費（機器機材等）、会場設営費及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（プロジェクトマネージャー、コーディネーター、専門家、講師、通訳等の謝金）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費の中の一般管理費で購

	入するものを除く。)) の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（試験・分析・評価・鑑定等に関する業務、プロモーションに関する業務等）の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット・情報シーズ集、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な広告費、翻訳通訳、速記費用、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 ※ただし、日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）は対象になりません。
Ⅲ. 再委託費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（※※FS等の調査、大学・高等専門学校・独立行政法人化した研究所・公設試験研究機関・産業支援機関等からの技術指導又はコーディネート等）の一部を委託するのに必要な経費 ※FS（Feasibility Studyの略）とは 企業（経営者）が投資を行って長期的に収益をあげられるか否かの経営判断ができる客観的な材料を取りまとめ総合的に評価することです。事業化可能性調査とも呼びます。
Ⅳ. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）

#### 対象外経費

- ・ 試作品開発等の技術開発の直接経費（機器設備費等）
- ・ 公租公課（旅費にかかる出入国税を除く。）
- ・ EUのVAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（委託事業終了後に還付された金額を含む）及び還付手続きに係る委託費や手数料
- ・ 各種保険料（旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）

※事業費の外注費及び再委託費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにしてください。1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付してください。

※企画提案書の記載に際しては、上記ⅠからⅣの項目は消費税及び地方消費税を除い

た額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。なお、免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税欄には仕入課税額を記入してください。

※一般管理費の算定は「Ⅰ. 人件費」と「Ⅱ. 事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。

※一般管理費率は原則として10%を上限とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係のない経費

1.3. 問い合わせ先

(各経済産業局)

局名・窓口担当課	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課	札幌市北区北8条西 2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1775	北海道
東北経済産業局 地域経済部 地域経済課	仙台市青葉区本町3 -3-1 仙台合同庁舎	022-221-4876	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	さいたま市中央区新 都心1番地1 さいたま新都心合同 庁舎1号館	048-600-0253	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長野 ・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0570	愛知・岐阜・三重
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課	富山市牛島新町1-1 番7号 富山地方合同庁舎	076-432-5518	富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業・情報政策課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6008	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山



中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	広島市中区上八丁堀 6番30号 広島合同庁舎2号館	082-224-5684	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	高松市サンポート3 番33号 高松サンポート合同 庁舎	087-811-8521	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 地域経済課	福岡市博多区博多駅 東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5430	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	那覇市おもろまち2 -1-1 那覇地方合同庁舎2 号館	098-866-1727	沖縄

(本省)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課  
平成30年度「地域中核企業創出・支援事業」担当

TEL : 03-3501-0645 FAX : 03-3501-6231

E-mail : ritti-gyoumu@meti.go.jp

※メール又はFAXでお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「平成30年度  
地域中核企業創出・支援事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い  
合わせに回答できない場合があります。

以上

(参考)

地域中核企業創出・支援事業 予算PR資料

[http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2018/pr/ip/chiiki\\_03.pdf](http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2018/pr/ip/chiiki_03.pdf)